

令和3年度  
事業計画書

 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

横浜市新橋赤一ム

<http://www.hama-wel.or.jp/office.shinbashi>

## 横浜市新橋ホーム 3年度事業計画書

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 管理運営基本方針
- 4 職員の状況
  - (1) 責任体制
  - (2) 職員配置
  - (3) 職員会議等計画
  - (4) 職員研修計画
- 5 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護
  - (1) 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方
  - (2) 短期入所における受け入れ体制
  - (3) 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供（短期入所含む）
    - ア 処遇方針の作成計画
    - イ 排泄介助の実施計画
    - ウ 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画
    - エ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
    - オ 給食実施計画
    - カ 医療・健康管理の実施計画
    - キ お客様や家族等との連携
    - ク 身体拘束廃止への取組み計画
- 6 養護老人ホーム
  - (1) 養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供
    - ア 処遇方針の作成計画
    - イ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
    - ウ 給食実施計画
    - エ 医療・健康管理の実施計画
    - オ お客様や家族等との連携
  - (2) 養護老人ホームにおける施設退所に対する支援の考え方
    - ア 退所に向けた本人・家族等への援助体制
    - イ 退所に向けた居宅介護支援事業者等との連携体制
    - ウ 退所後における本人・家族等への援助体制
- 7 通所介護 ※令和3年4月1日から9月30日の間休止届提出済
  - (1) 通所介護における受け入れ体制
  - (2) 通所介護における利用者へのサービス提供
- 8 居宅介護支援
- 9 給食
- 10 事故防止対策（ノーリフティングケアの推進）

- 11 苦情受付体制
- 12 防犯、防災、緊急時の対応
- 13 近隣の他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携
- 14 地域団体（町内会・地区社協等）との連携
- 15 個人情報保護の体制
- 16 情報公開の取組み
- 17 衛生管理への取組み

<添付資料>

- ・組織図・・・・・・・・・・別紙1
- ・職員会議等計画・・・・・・・・別紙2
- ・職員研修計画・・・・・・・・別紙3
- ・苦情解決規則・・・・・・・・別紙4
- ・日課表・・・・・・・・・・別紙5
- ・週間予定表・・・・・・・・・・別紙6
- ・月間予定表・・・・・・・・・・別紙7
- ・年間行事予定表・・・・・・・・別紙8
- ・利用者・家族懇談会・・5、6記載
- ・クラブ活動予定表等・・別紙9

## 1 所在地

横浜市泉区新橋町3番地

## 2 利用定員

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	42名
短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	8名
養護老人ホーム	50名
通所介護／介護予防通所介護	19名／日

※令和3年4月1日から9月30日休止届提出済

## 3 横浜市新橋ホーム 基本理念・方針

『お客様お一人おひとりの尊厳を尊重します。』

『在宅から施設までその人らしい暮らしを支援します。』

『地域に開かれ、地域に貢献できる施設運営を目指します。』

## 4 運営基本方針

- (1) 横浜市新橋ホーム 指定管理者 業務基準に従い、「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム」の運営を円滑に行います。
- (2) 横浜市新橋ホーム（以下事業所という）の従業員は、お客様が自立した日常生活を営むことを目標にお客様の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- (3) 事業所は、お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場にたって介護及び支援活動を行います。
- (4) 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、事業の実施にあたっては関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとします。
- (5) 事業所は、事業所及び法人が所有するお客様及びその家族等の個人情報に関し適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令、横浜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護を図ります。
- (6) 事業所は、お客様の処遇及びサービス提供に当たっては、当該入所のお客様又は他の入所のお客様の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他お客様の行動を制限する行為を行いません。
- (7) 事業所は、従業員によるお客様への虐待行為を行いません。また、お客様への虐待行為を許しません。事業所は、従業員によるお客様への虐待が発生しないよう、従業員に対し、お客様への人権意識、倫理観についての研修を実施し、教育を徹底します。
- (8) 事業所は、お客様からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し必要な措置を講じます。
- (9) 事業所は、従業員の身体に負担のかかる作業を見直し、誰もが安心して働ける職場づくりの取組とし

てノーリフティングケア（抱え上げない・持ち上げない・引きずらない）を推進していきます。

- (10) 横浜市指定管理の上で、社会福祉法人・施設の役割を認識し、新橋ホームのもつ機能、専門性、建物等を最大限に活用し、地域貢献に努めます。
- (11) 事業所は、自然災害時、災害被害者となった地域住民を一定数受入れ、福祉避難場所としての役割を果たします。
- (12) 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護・支援サービスが継続的に提供できる体制確保に努め、業務継続に向けた計画の策定・見直しを行い、そのために必要な研修、訓練等を定期的に実施します。

#### 4 職員の状況

##### (1) 責任体制

###### 所 長

所長は事業所の代表であり管理者として業務を統括する。

###### 副所長

副所長は事業所の管理者である所長を補佐し、実務を統括する。

###### 職 員

当法人の職員には、職員・パート職員などの雇用形態にかかわらず、下記のような一般社会人としての常識を備えることが求められます。

##### ①協会の一員としての自覚を持つ職員

組織目標を達成することを念頭に、職場における「相互理解・協調」のもと、責任感をもって「自らのより高い目標を達成すること」ができる職員

##### ②お客様に信頼される職員

「お客様が第一」という姿勢を通じて、お客様との信頼関係を築くことができ、ひいては協会の発展に貢献するという意欲を持つ職員

##### ③自ら考え行動できる職員

お客様や社会のニーズを的確に捉え、様々な課題を自ら見出し、広い視野とチャレンジ精神をもって解決に向けて主体的に行動できる職員

④当法人において職員は「協会運営をリードしていく者」「体制を維持する役割」「特定分野において、その豊かな経験と実績に基づき、業務を推進できる者」「将来の管理職候補としての育成スパンを持つ者」と定義して、法人本部が一括して採用・配置しています。

したがって、職員にはその職場で担当する職務を環境の変化に適応して、成果を出し続ける役割を期待されています。

⑤当法人においてパート職員は「一般的な知識と経験に基づく技能を用いて、職員の指示のもと、定常的な業務を遂行する者」「専門的・熟練的能力を具備し、職員の指示のもと業務にあたる者」と定義をして、各事業所が採用・配置をしています。

したがって、パート職員には専門性が高く、特定もしくは特殊な技能・知識を駆使して、担当する職務をいかに正しく遂行するかという役割が期待されています。

## (2) 職員配置

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）・短期入所生活介護・養護老人ホーム・通所介護・居宅介護支援事業を一つの施設で行っているという多機能を最大限に生かすため、5 部署に所長統括のもと、副所長、各部署のリーダー業務及び専門性が求められる職種に職員を配置します。

また介護チームは職員・パート職員にて適正数を配置します。介護職員は、部署間の異動を定期的に行い、部署間の連携を深めるとともに、各部署に精通するよう職員育成に努めます。

☆令和3年度 横浜市新橋ホーム組織図参照（別紙1）

### ① 職員について

統括管理者である所長を除く職員（副所長を含む）は、所有する技能・経験・資格に応じて各部門に適正数を配置して、より質の高い業務遂行のため、常にリーダーシップを発揮して、成果を出していけるよう努めます。

### ② パート職員について

介護業務、看護業務の専門的知識や技能が求められる分野で適正数を配置することで職員の指示のもと、正確・迅速な業務遂行を可能とします。

## (3) 職員会議等計画

別紙2参照

## (4) 職員研修計画

別紙3参照

## 5 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び短期入所生活介護

### (1) 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方

- ①「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に則り、「横浜市新橋ホーム入退所基準」を策定しています。入退所基準は、入所の必要性の高い入所申込者を優先的に入所させるため、入退所決定の透明性、公平性を確保すること、並びに、より適切な介護サービスの提供に資することを目的に策定されています。
- ②「新橋ホーム事業計画」に基づき、在宅部門と施設部門の連携が図れるという多機能施設の特長を活かし地域に根ざした高齢者施設を目指すと共に、お客様やご家族様のご希望や状況を総合的に判断し、お客様を包括的に支援していくことで、入退所に関して柔軟な対応を行います。

### (2) 短期入所生活介護における受入れ体制

- ①ショートステイをご利用になるには、担当ケアマネージャーからの申し込みが必要です。利用月の3ヶ月前から申し込みができます。申し込み書類による申し込み前に、お客様のADL（日常生活動作）や、生活状況、在宅サービスの利用状況、医療情報などの必要情報を聞き取り、送迎サービスを希望されるか、個室を希望されるかなどのお客様のご希望も確認した上で、利用へとつなげていきます。
- ②医療行為が必要な方（夜間は看護師が不在のため）や、重度の認知症がある方（認知棟ではない為徘徊傾向が見られる方は応相談）などの受入れに関しては、検討した上で受け入れを行えるか決定します。また、多床室が中心（個室は2部屋のみ）の施設のため、感染症に関しては入所申し込みの際に、有無が分かる資料の提出をケアマネージャーの方々にご協力頂いています。新型コロナウイルス及び感染症対策として、当日の検温実施、ご自宅での様子、ご家族様の体調や体温もご本人様と同様に確認を行い、利用案内を行います。
- ③他の在宅サービスの利用や、ショートステイが初めてのお客様にはお試しとして短い期間のご利用を提案させて頂いております。

### (3) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）・短期入所生活介護におけるお客様へのサービス提供

#### ア 処遇方針の作成計画

- ① 介護職員の担当が、お客様に対するニーズを把握し、処遇の見直しを行い、介護支援専門員と検討します。
- ② ケースカンファレンスにて、所長・副所長・介護職員・看護師・相談員・栄養士・介護支援専門員でニーズや課題について話し合い、処遇方針を決め、サービスの実施期間や評価日を決定します。
- ③ ②で提示されたサービス計画をもとに、各職種で連携し、サービスを提供します。
- ④ 1ヶ月に1回、評価を行います。変更が必要と判断する場合にも上記評価日に検討を行います。
- ⑤ 評価日以外にも検討が必要と思われる際は、随時行います。
- ⑥ カンファレンス予定表に沿って、半年後に再度新しいサービス計画書を作成します。
- ⑦ 短期入所生活介護では居宅サービス計画に沿って「短期入所生活介護計画」を作成し、計画的にサービスを提供します。

イ 排泄介助の実施計画

① おむつ・体位交換計画

		定期交換				定期交換時以外の対応状況 (どのような時どのように対応しているか)
		交換回数	交換時間			
おむつ交換	常時使用	4回	3時 15時	9時 20時		尿量の多いお客様や肌の弱いお客様には定時以外にも、おむつ交換を実施している。その他に、排泄形態や排泄用品の種類の検討を行い、お客様に合った排泄形態の検討をしています。
	夜間のみ使用	2回	20時	3時		
	褥瘡者	7回	0時 11時 20時	3時 13時	9時 16時	
体位交換		9回	1時 9時 16時	3時 11時 20時	5時 13時 23時	

② 排泄の自立を促すために取り組んでいるケア

- ・希望時に加えて定時に共同トイレに誘導、または、ポータブルトイレ介助を行います。
- ・常時オムツ使用のお客様に対しては、排泄パターンを把握し身体的に可能な限り、ポータブルトイレへの誘導、介助を行います。

③ 排泄介助の際のプライバシー配慮への取り組み

- ・オムツ交換 : 居室のドアを閉め、プライベートカーテンを閉めて行う。
- ・ポータブルトイレ : 居室のドアを閉め、プライベートカーテンを閉めて行う。
- ・トイレ : トイレのドアを閉め、お客様の排泄中、介護職員はトイレブース外で待機します。

ウ 入浴状況及び被服の着替えに対する対応計画

① 入浴実施計画

		曜日	時間帯			
一般浴	男性	火・土	14時0分	～	16時0分	
	女性	月・水・木・日	14時0分	～	16時0分	
中間浴	男性	火・土	14時0分	～	16時0分	
	女性	月・水・木・日	14時0分	～	16時0分	
特別浴	男性	木・日	10時0分	～	11時0分	
	女性	月・火・水・金・土	10時0分	～	11時0分	

② ご本人様の事情により入浴日に入浴できないお客様への対応

- ・全身清拭を行います。
- ・入浴可能となった場合、次の定期入浴日前もしくは次の定期入浴日に入浴行います。

③ 行事等により入浴日に入浴できないお客様への対応

- ・行事の前後日に入浴日の振替を行ない実施します。
- ・基本的に行事は入浴日以外で行うようにします。

④ 入浴時におけるプライバシーへの配慮

- ・性別で曜日と時間を変えて入浴を行う、脱衣所のカーテンで仕切り入浴中は胸部、陰部にタオルを掛けて、肌の露出を少なくします。
- ・同性介助を希望されるお客様には、同性の職員が介助を行います。
- ・お客様のご希望により、個室浴での入浴の機会を提供します。

⑤ お客様の被服の着替え、洗濯及び寝具の交換

- ・お客様の着替えについては、汚染時、入浴時、起床時、就寝時、清拭時、発汗時に定期的もしくは適時、着替えを行います。
- ・被服の洗濯については、毎日実施します。寝具類の交換は、週1回行い汚染時には随時交換します。

エ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

※外出や人の集まる行事、ボランティアの受け入れについては、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、実施の有無、方法や内容の検討をします。

① リハビリテーションの実施計画

種 類・内 容	実施回数	担当職員
体操・季節の歌	毎日実施	介護職員
ホーム内の散歩（車椅子使用）	月1回程度	介護職員
嚥下体操（新型コロナウイルス感染症予防中禁止）	個別実施	介護職員
個別リハビリ	毎日実施	介護職員

② クラブ活動・レクレーションの実施計画

名 称	活 動 内 容	実施回数	指導者の職種
誕生会	お客様の誕生日を皆で祝う	月・1回	なし
外出レク	お客様の個人の希望に沿った外出を行う	月・1回	なし
個別外出	近所のコンビニや薬局などで買い物を楽しんで頂く	月・1回程度	なし
外注食	お寿司など出前をとり召し上がって頂く	月・1回程度	なし
家族会	カラオケ・紙芝居等を楽しんで頂く	月・1回	特養ご家族様

③ 年間行事計画

月	行事名及び内容	参加人数予定	お客様負担の有無
		お客様	
4月	花見外出 誕生会	約6名 誕生月の方	なし なし
5月	誕生会	誕生月の方	なし
6月	習字 誕生会	3名 誕生月の方	なし なし
7月	地域の行事外出 納涼祭 誕生会	2名 全員 誕生月の方	一部個人負担 なし なし
8月	地域の行事外出 誕生会 夕涼み会(花火) 盆供養	3名 誕生月の方 10名 希望者	一部個人負担 なし なし なし
9月	敬老祝式典 誕生会 習字	20名 誕生月の方 3名	なし なし なし
10月	運動会 誕生会	10名 誕生月の方	なし なし
11月	誕生会	誕生月の方	なし
12月	誕生会 忘年会	誕生月の方 全員	なし なし
1月	書初め 誕生会	希望者 誕生月の方	なし なし
2月	誕生会 節分	誕生月の方 全員	なし なし
3月	彼岸供養 誕生会	希望者 誕生月の方	なし なし

④ ボランティアの受入れ計画

(団体)

団体名	活動内容	延人数	回数
とみんのメガネ	メガネの調整、修理	4	年2回
戸塚高校	納涼祭のお手伝い	25	年1回
傾聴ボラ モモ	傾聴	150	月5回
くすのき保育園	歌・踊り・プレゼント贈呈	40	年2回
アロハサウンズ	歌・ダンス	18	年2回
泉美太鼓	和太鼓演奏	10	年1回
緑園社協慰問	歌・プレゼント贈呈	30	年1回
グリーンハーモニカ	ハーモニカ演奏	30	月1回
家族会	歌・クイズ・手遊び	30	月1回
出張喫茶	手作りパンと飲み物販売	110	年12回
ハーブ演奏会	ハーブの演奏	36	年2回

(個人)

活動内容	延人数	回数
お客様の散髪	150	年24回
ピアノ演奏	130	月1回

オ 給食実施計画

① 特別食の計画

主食		副食		治療食	
種類	人数	種類	人数	種類	人数
全粥	18人	軟菜	7人	高脂血症食	0人
5分粥	0人	刻み食	13人	糖尿病食	10人
3分粥	0人	ミキサー食	0人	貧血症食	0人
おもゆ	0人	ゼリー食	13人	濃厚流動食	2人
全粥ゼリー	7人			腎臓食	0人
				高血圧(心臓病含)	4人
				胃潰瘍食	0人
				低残渣食	1人

③ 非常食の備蓄計画

食数	138	人
	3	日分

④ 嗜好調査の実施計画

実施時期	対象者数	調査内容(項目等)
2022年2月	42人	日々の食事について

⑤ 残菜調査の実施計画

実施時期	調査内容 (項目等)
毎食時	残菜の量

⑥ 食事・検食の実施計画

	食事時間	検食時間	検食実施者の職種
朝食	7:45 ~ 9:15	7:30	介
昼食	12:00 ~ 13:15	11:30	施, 栄, 看, 介, 支, 事
夕食	18:00 ~ 19:15	17:30	介

⑦ 献立等への嗜好調査、残菜調査や検食の結果の反応状況

材料・料理の分量、調理法の工夫、食材のきり方の変更、献立の組み合わせの工夫などを行います。

⑧ 特別献立

バイキング食	■ 有 (年・月平均・週平均)	2 回)
選択食	■ 有 (年・月平均・週平均)	7 回)

⑨ 調理関係者の細菌検査実施状況

毎月1回から2回調理従事者の細菌検査を行います。

カ 医療・健康管理の実施計画

① 常勤・兼任 (嘱託) 医師の勤務状況

氏 名	藤田 雄一	外池 利夫	藤田 悠介
診療科目	内科	歯科	精神科
出勤曜日	毎週月曜日	毎月2回	毎月2回
時間帯	13:30~15:30	13:30~14:30	14:00~17:00
医師の所属する 医療機関の名称及び 所在地	名称 湘南泉病院 所在地 横浜市泉区 新橋町1783番地	名称 くぬぎ台歯科診療所 所在地 横浜市保土ヶ谷区 川島町1404番地	名称 横浜相原病院 所在地 横浜市瀬谷区阿久和南 2-3-12

② 協力医療機関の状況

協力機関名	(私営) 湘南泉病院
診療科目	内科・外科・整形外科・神経内科・消化器科・泌尿器科
施設からの距離	3km/車で 10分
協力機関名	(私営) くぬぎ台歯科診療所
診療科目	歯科
施設からの距離	8km/車で 30分
協力機関名	(私営) 横浜相原病院
診療科目	精神科・心療内科・内科・眼科・皮膚科
施設からの距離	3km/車で 10分

③ お客様の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
R03.5月	全お客様対象

④ 職員の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
R03.7月、8月	全職員・パート対象
R04.2月	夜間業務対象者

⑤ 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・MRSA・結核・疥癬等感染症の予防対策の徹底を図ります。

- ・新型コロナウイルス感染症を含めた指針の再整備と感染症対策マニュアルを改定し、感染予防に努めます。
- ・インフルエンザ(季節性・新型)・・・職員及びお客様に予防接種実施、手洗い、うがいの励行。
- ・MRSA・・・陽性者のケア後の手洗い、うがいの励行。
- ・疥癬・・・感染者の個室対応、居室内の清掃の徹底、手洗いの励行。
- ・面会者に対する手洗いなどの周知・徹底。

⑥ 厚生労働省・神奈川県・横浜市の通知に基づき、協力医療機関の協力のもと、お客様及び従業員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を行います。

⑦ 衛生管理等計画

委員会等の設置	名称：感染症対策委員会
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備	名称：感染症対応マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを追加します。)
取組状況	
<p>新任職員(パート含む)を対象にした新任研修のカリキュラムの中で食中毒を含めた感染症防止のためのマニュアルの研修を実施します。</p> <p>また、全職員を対象に年2回、「感染予防研修」を実施し、感染症及び食中毒の防止に向けた啓発と新型コロナウイルス感染症確認時の対応訓練を定期的に行います。</p> <p>毎月1回、感染症対策委員会を開催し、感染症発生時の対応訓練計画等の検討を行います。</p>	

キ お客様や家族等の連携

① お客様及び家族等の連絡計画

お客様からの相談、苦情等には、話しやすい環境を設定し、真摯に対応します。また、ご家族には必要時にその都度連絡し、特に行事へのお誘い等積極的に行います。

② お客様懇談会、家族懇談会等の実施計画

家族懇談会	年2回
お客様懇親会	年1回
投書箱・意見箱の設置	事務室受付の横・特養ダイコーナーに設置
会報等の送付	年4回

③ ご家族の面会対応について

新型コロナウイルス感染症の市中感染状況により、当面の間、「窓越し面会」「オンライン面会」を継続します。また、今後の市中感染状況をみながら、室内での面会実施も検討してまいります。

ク 身体拘束廃止への取組み計画

① 身体拘束等行動制限の廃止へ向けての取組み状況

平成17年4月1日に「新橋ホーム拘束廃止宣言」が制定され、心も体も拘束せず、尊厳を守るケアを行います。

毎月1回身体拘束委員会を開催し、研修等を行い、職員・パートを含め身体拘束について理解を深めます。

② 緊急やむを得ない場合に、身体拘束その他の行動制限を行う際の判定方法

判定機関の設置	身体拘束廃止委員会
判定方法の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族様より、やむを得ずお客様に対して拘束が必要との相談を受ける（介）（看）</li> <li>・上記委員会を開催し、ご本人様の状況について検討した後、必要性について判断する。</li> <li>・ご家族様に連絡をとり、状況説明を行う。</li> <li>・「身体拘束に関する説明書」を作成し、了解を得た後、サイン、押印を頂く。</li> </ul>

③ 身体拘束その他の行動制限を行った場合、その後の取組み状況

定期的に状態観察の記録記入を行ない、日勤、月次のカンファレンスにて評価を行ない、拘束が不要になった場合は速やかに廃止できるようにします。

## 6 養護老人ホーム

### (1) 養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供

年度での重点目標及び年間計画を作成し、計画的にサービス提供を行ないます。

また、職員間においても、役割分担を明確に行い、その役割においても同様の目標・計画を作成し、組織的に運営します。

#### ア 処遇方針の作成計画

##### ① 処遇計画作成手順

(ア) 支援員のお客様担当が担当入居者にアセスメント等を行ない、ニーズを把握します。

(イ) 支援員がモニタリングを基に、ケアチェック表（案）を作成し、生活相談員に提出します。

(ウ) 生活相談員がケアチェック表の確認を行い、ご本人と面接ののち、他職種（支援員・看護職・栄養士）と相談しながら、処遇計画（案）を作成します。状況に応じてご家族や担当ケースワーカーに希望等の聞き取りを行います。

(エ) 事例検討会において、所長・副所長・主任生活相談員・生活相談員・支援員（主任支援員を含む）・看護職・栄養士にて、処遇計画（案）の検討を行ない、処遇計画を定め、実施期間・評価期間等を設けます。

(オ) 生活相談員より、ご本人（またはご家族）に処遇計画の説明を行い、同意を得ます。

(カ) 支援員がケア内容についてモニタリングを行い、日勤カンファレンスにて評価を行います。

（所長・副所長・相談員・支援員・看護職・栄養士）変更が必要な場合には処遇計画の検討及び作成を行います。

(キ) 入退院や事故・ヒヤリハット報告等で処遇の検討が必要になった際には、適宜、日勤カンファレンスにて検討し、状況に応じてプランの再立案を行ないます。

(ク) 処遇計画は年度での予定表を基に 50 名の処遇計画の検討・立案・見直しを行います。

##### ② 処遇計画の定期的な見直し

一人あたり	6ヶ月	1回
-------	-----	----

##### ③ ADL 調査及び認知症調査の頻度

ADL調査	一人あたり	年 1	回
認知症調査	一人あたり	年 0	回

##### ④ 処遇計画を作成する際、参考とする入居者に関する記録

個人ケース記録・ケアチェック表・ケアプラン表・日勤カンファレンスシート

⑤ ケース会議等の実施状況

会議の名称	参加職種	実施頻度	備考
事例検討会	施・生・介・看・栄	月1回	・ケアプランの検討 ・その他
日勤 カンファレンス	生・介・看・栄	随時	・退院後の対応 ・新入居者への対応 ・急変者の対応 ・ケアプランの見直し ・ケアに関して職員の意思統一を図るなど
ヘルパー会議	施・生・介・ケアマネ・ サ責・ヘルパー	隔月	・介護サービス利用者の情報共有 ・サービスの変更・追加等 ・事例の検討

イ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、クラブ活動や行事等を制限しています。実施する場合は、予防対策を徹底した上で実施します。

① リハビリテーションの実施計画

種類・内容	対象者の参加状況	実施回数（月あたり）	担当職種
朝の体操・脳トレ	20名程度、筋力・ 認知力低下傾向の 方、及び希望者	毎日	支援員
転倒予防プログラム	10名程度。自立歩 行されているお客 様や ADL 低下が みられる方には個 別に追加プログラ ムを実施。	毎週1回	支援員
洗濯物たたみ	3名程度、有志		支援員

② クラブ活動・レクリエーション実施計画

名称	活動内容	実施回数 (月あたり)	参加人数 (1回あたり)	指導者の職種
新橋マッスル クラブ	ADL 向上を目的に、 脳トレ、体操、ウォー キング、スポーツを行 う。複数クラブを統合 し包括的支援を行い、 体力チェック等の効 果評価を行う。	不定期	8名程度	支援員 相談員
園芸クラブ	植物を育て収穫を楽 しむ	月1回	8名程度	支援員
誕生会	誕生祝の夕食	月1回	誕生月の方	支援員
買物レク	近隣のスーパーへ買 物、送迎・付添	不定期	20～25名	支援員
手芸クラブ	手芸、作品展への出品	月1回	5～8名	支援員
書道クラブ	書道、書初め	月1回	7～8名	支援員
映画クラブ	映画鑑賞	隔月(奇数月)	15～20名	支援員
コーラスクラブ	合唱練習、行事での発 表会	月2回	5～10名	支援員
出張喫茶	福祉作業所のパン、コ ーヒー、クッキーの販 売、喫食	不定期	10～15名	支援員
自衛消防隊	防災点検・巡視	月1回	15名～20名	相談員
クリーン活動	ホーム周辺の清掃 ホーム玄関前の清掃	月1回	24名	支援員
岡津サロン	町内会主催の高齢者 介護予防サロン	週2～3回	各2名(計6名)	支援員

③ 年間行事計画

月	内容	月	内容
4月	・誕生会 ・春のピクニック	10月	・誕生会 ・運動会
5月	・誕生会 ・春のグループ旅行 ・防災総合訓練	11月	・誕生会 ・秋のグループ旅行 ・地域の祭り ・市内養護ホームゲーム大会 ・防災総合訓練
6月	・誕生会 ・春のグループ旅行	12月	・誕生会 ・忘年会 ・もちつき
7月	・誕生会 ・納涼祭	1月	・誕生会 ・初詣 ・書初め
8月	・誕生会 ・盆供養会 ・外出レク（買い物）	2月	・誕生会 ・節分
9月	・誕生会 ・敬老祝式典 ・彼岸供養会	3月	・誕生会 ・彼岸供養会 ・外出レク（買物） ・福祉作品展 ・家族交流会

※他に入居者の希望により近隣への外出等、季節に応じた外出機会の提供を行う。

④ ボランティアの受入れ予定

※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、市中感染の状況をみながらボランティアの受入れはその都度検討してまいります。当面の間、受入れは中止します。

(団体)

団体名	活動内容	回数
平戸獅子舞	獅子舞、お囃子	年1回
戸塚高校	納涼祭手伝い	年1回
緑園社協	歌・プレゼント贈呈	年1回
とみんのメガネ	眼鏡の修理・調整	年2回
岡津小学校	クラブ発表・交流	年2回
くすのき保育園	歌・踊り・プレゼント贈呈	年1回
傾聴ボラ モモ	傾聴	月4回
アロハサウンズ	歌と演奏・フラダンス	年2回
わいわい喫茶	手作りパンとコーヒー販売	年6回
ぶどうの樹	手作りパンとコーヒー販売	年6回
工房四季	手作りクッキーの販売	年2回
ハーモニカボラ	ハーモニカ演奏とお話し	年10回

(個人)

動 内 容	回 数	備 考
入居者の散髪 ピアノ演奏 行事等の付き添い 傾聴ボランティア	月2回 年6回 随時 月1回	1回1,300円～自己負担

ウ 給食実施計画

① 特別食の計画

主 食		副 食		治 療 食	
種類	人数	種類	人数	種類	人数
全粥	21人	軟菜食	19人	高脂血症食	1人
5分粥	0人	刻み食	5人	糖尿病食	4人
3分粥	0人	ミキサー食	0人	貧血食	0人
おもゆ	0人	ゼリー食	0人	濃厚流動食	0人
粥ゼリー	0人			腎臓食	0人
				高血圧食	15人
				低残渣食	2人

② 非常食の備蓄状況

食 数	138 人	献立の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有
	3 日分		<input type="checkbox"/> 無

③ 嗜好調査の実施計画

	実施時期	対象者数	調査内容 (項目等)
1	2022年2月	50人	日々の食事について

④ 残菜調査の実施状況

実施時期	調査内容 (項目等)
毎食時	残菜の計量

⑤ 食事・検食の実施状況

	食事時間	検食時間	検食実施者の職種
朝 食	7:45 ~ 9:15	7:30	介
昼 食	12:00 ~ 13:15	11:30	施, 栄, 看, 介, 支, 事
夕 食	18:00 ~ 19:15	17:30	介

⑥ 献立等～嗜好調査、残菜調査や検食の結果の反映状況

材料・料理の分量、調理法の工夫、食材のきり方の変更、献立の組み合わせの工夫などを行います。

⑦ 特別献立の有無

バイキング食	■ 有 (年・月平均・週平均)	2	回)
選択食	■ 有 (年・月平均・週平均)	7	回)

⑧ 調理関係者の細菌検査の実施状況

毎月1回から2回調理従事者の細菌検査を行います。

エ 医療・健康管理の実施計画

① 常勤・兼任（嘱託）医師の勤務状況

氏名	藤田 雄一	外池 利夫	藤田 悠介
診療科目	内科	歯科	精神科
出勤曜日	毎週月曜日	毎月2回	毎月2回
時間帯	14:00~15:30	13:30~14:30	14:00~17:00
医師の所属する医療機関の名称及び所在地	名称 湘南泉病院 所在地 横浜市泉区 新橋町1783番地	名称 くぬぎ台歯科診療所 所在地 横浜市保土ヶ谷区 川島町1404番地	名称 横浜相原病院 所在地 横浜市瀬谷区阿久和南 2-3-12

② 協力医療機関の状況

協力機関名	(私営) 湘南泉病院
診療科目	内科・外科・整形外科・神経内科・消化科・泌尿器科
施設からの距離	3km/車で 10分
協力機関名	(私営) くぬぎ台歯科診療所
診療科目	歯科
施設からの距離	8km/車で 30分
協力機関名	(私営) 横浜相原病院
診療科目	精神科・心療内科
施設からの距離	3km/車で 10分

③ 入居者の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
R3年 5月予定	入居者全員対象
R3年10月予定	

④ 職員の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
R3.7月、8月	全職員・パート対象 夜間業務対象者
R4.2月	

- ⑥ 厚生労働省・神奈川県・横浜市の通知に基づき、協力医療機関の協力のもと、お客様及び従業員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を行います。

⑦ 衛生管理等計画

委員会等の設置	名称：感染症対策委員会
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備	名称：感染症対応マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを追加します。）
取組状況	
<p>新任職員（パート含む）を対象にした新任研修のカリキュラムの中で食中毒を含めた感染症防止のためのマニュアルの研修を実施します。</p> <p>また、全職員を対象に年2回、「感染予防研修」を実施し、感染症及び食中毒の防止に向けた啓発と新型コロナウイルス感染症確認時の対応訓練を定期的に行います。</p> <p>毎月1回、感染症対策委員会を開催し、感染症発生時の対応訓練計画等の検討も行います。</p> <p>入居されているお客様への伝達、情報提供も行います。</p>	

オ お客様や家族等との連携

お客様には、日常、話しかけやすい環境を提供し、随時真摯に対応します。

また、ご家族には、行事への参加等へのお誘い等々、必要に応じ情報を提供し、連携を図ります。

① お客様懇談会、家族懇談会等の実施計画

お客様懇談会（月曜会）	年50回開催予定（毎週月曜日）
家族懇談会	年1回実施予定
投書箱・意見箱の設置	投書箱・ご意見箱を1階事務室横・2階ダイニング・散髪コーナーの3箇所に設置。随時確認し、内容については、サービス向上委員会等で検討し、真摯に対応します。
会報等の送付	お客様については配布。ご家族には必要に応じ郵送します。

② ご家族等の面会対応について

新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、「窓越し面会」「オンライン面会」を継続させていただきます。また、今後、市中感染状況等により室内での面会についても検討してまいります。

## (2) 養護老人ホームにおける施設退所に対する支援の考え方

### ア 退所に向けた本人・家族等への援助体制

- ・ご本人が施設を退所し地域での生活を希望された場合には、担当ケースワーカーと連携を図り、在宅復帰が可能かどうかを検討し、必要な支援をしていきます。
- ・身体や生活機能の低下が見られる方については、ご本人が今後どのような生活を望まれるかを確認し、ご家族へも意向を確認します。必要に応じて介護保険の申請も検討します。
- ・ご家族が高齢、疎遠であるお客様については、担当ケースワーカーと連携を取りながら、成年後見人制度の活用などの支援をしていきます。

### イ 退所に向けた居宅介護支援事業者等との連携体制

- ・自立した生活を行う上で様々な理由により介護が必要な方及びそのご家族様へは、介護保険サービス利用の提案を行ないます。介護施設等への入所希望者にはケアマネジャーへ相談し申し込み等の情報提供や必要な手続きを支援・代行します。同時に担当ケースワーカーへも情報提供を行い、連携を図ります。
- ・地域活動（サロンなど）への参加や地域活動の情報提供を行いながら、地域活動への積極的な参加を支援します。また、単独での外出が困難な方について、ご本人から希望があれば、移動支援事業（ガイドヘルパー等）の利用、有償サービスの利用を含めた提案を行い、担当医、担当ケースワーカーと連携しながら地域参加を促していきます。
- ・ご本人・ご家族より、介護保険サービスの利用等のご希望があった際には、居宅介護支援事業者の紹介等の情報提供・連絡代行などを行ない、サービス利用に向けた支援を行います。

### ウ 退所後における本人・家族への援助状況

- ・他施設へ入居された場合は、他施設での生活へスムーズに移行できるように、ご本人及びご家族の了解を得て、必要な情報提供を行っていきます。
- ・在宅復帰された場合は、必要に応じてご本人の状況把握を行い、ご本人の了解を得て、地域包括支援センターなど関係機関への情報提供を行うなど支援体制の整備に努めていきます。

7. 通所介護（横浜市と相談した結果、令和3年4月1日から9月30日の間事業を休止させていた  
できます。10月以降については、改めて横浜市と相談してまいります。）

(1) 通所介護における受入れ体制

ア 申し込みから利用に至るまでの日数

ケアマネジャーから申込みを頂いた後、相談員が早急に家庭訪問（面接）を行い、  
原則、申し込みから1週間以内にご利用頂けるようにしていきます。  
特別な事情によりご利用を急がれる場合は迅速な対応していきます。

イ 受入れの対象者

要介護及び要支援認定を受け、居宅介護支援計画に通所介護及び介護予防通所介護  
の利用が位置づけられている方。

ウ 臨時利用

既に登録されているお客様については通常の利用曜日以外の利用もお受けします。  
(登録上限枠を超えない範囲でご利用頂けます)

(2) 通所介護における利用者へのサービス提供

ア 通常のデイサービス

(送迎)

- ・ お迎えの到着時間に変更がある方については前日に連絡いたします。
- ・ 車酔い等がある方には個別送迎対応を行います。

(健康チェック)

- ・ 体温、脈拍、血圧測定
- ・ 問診
- ・ 体重測定（1回/月）
- ・ 皮膚等観察

(入浴)

- ・ 一般浴、シャワー浴、リフト浴、半身浴等、お客様の身体、健康状態に合わせた入浴介  
助を  
安全に行います。
- ・ 着脱や洗体はお客様の自立を尊重し、必要な部分のみお手伝いを行います。

(昼食)

- ・ 月末に翌月の昼食メニューを提示します。
- ・ 食事前には嚥下体操を行います。
- ・ カロリー、塩分、等の制限や、刻み食、ミキサー、ゼリー食等の形態をご本人に合わ  
せた食事で提供します。
- ・ 代替食（肉が苦手な方には魚等）を用意し嗜好に配慮します。
- ・ 行事食など季節感のある献立を提供します。
- ・ 食後の口腔ケアを行います。

(機能訓練)

- ・個別機能訓練計画書・運動機能向上計画書に基づき、対象のお客様に対して機能訓練指導員のもと、リハビリ機器を使用し、身体機能の維持が図れるプログラムを実施します。

(レクリエーション)

- ・脳力トレーニングの練習帳、カラオケ、唱歌、オセロ、将棋、読書、季節のクラフト、頭脳ゲーム等、お客様のお好
- ・お客様全員が参加できるプログラムになるようにします。
- ・歩行練習（屋内歩行訓練）、月替わりのテーマ体操、リハビリ体操、転倒予防体操、セラバンド・ストレッチボールを用いた体操、棒体操等の運動プログラムや、ゲームやクイズ、創作活動等毎週異なるプログラムの集団レクリエーションを行います。

(ティータイム)

- ・お好みの飲物とお茶菓子でゆったりと歓談して頂きます。
- ・お誕生月のお客様を皆さんと一緒に祝いします。

(連絡・報告)

- ・連絡帳、広報誌等でデイサービスのご様子をお伝えします。

イ 通常時のデイサービス以外のサービスや特徴

(特変時)

- ・特変があった際は直ちにご家族やケアマネージャー等へ報告し必要に応じてサービスを中止しサービス提供時間外として受診対応等行います。

(広報誌)

- ・広報誌「かけはし」をお客様に配布し毎月の食事メニューやレクリエーション、行事予定をお知らせします。

(イベント)

- ・新橋ホーム納涼祭等や忘年会のイベントにご希望で参加していただけます。

## 8 居宅介護支援

(1) 住み慣れた地域で自立した生活が継続できるようにプランの作成を致します。

- ・ ICF の視点に基づいたプランの作成をします。
- ・ 生活の中で楽しみや生きがいを持ち、お客様自身が自主的・継続的に実施できる目標を設定して、要介護状態の進行防止や改善が図れる様なプランを作成します。
- ・ 介護保険サービスだけにとどまらず、地域の資源、行政サービス、インフォーマルサービスを組み入れたプランを作成します。
- ・ 地域・保健・医療との連携を積極的に行い支援します。

(2) お客様との信頼関係を重視して業務を遂行します。

- ・ お客様からのご意見・ご要望を傾聴し、業務に取り入れていきます。
- ・ 24時間の連絡体制を整備し、お客様が相談しやすい関係性の構築を継続していきます。
- ・ お客様やご家族が抱えている課題の解決策をお客様やご家族と一緒に考え必要なニーズに対して迅速に対応する事で、信頼関係を構築します。

(3) 個人情報の取り扱いに留意いたします。

- ・ 個人情報を取り扱う業務を常に意識し、情報の漏えい・紛失の防止に努めます。
- ・ 必要性を熟慮して必要最低限の情報収集を心がけ、情報の管理方法について、適宜見直し改善を図ります。

(4) ホーム内の各部署との連携、泉区内法人居宅介護支援事業所との連携強化に努めます。

- ・ 短期入所生活介護担当または養護相談員と連携し、訪問やサービス利用の前後など必要時に情報交換やカンファレンスを持ち、在宅部門と施設部門の連携が図れるという多機能性のメリットを活かしたサービス提供ができる様に努めます。
- ・ ホーム内外の年間行事に他職員とともに協力して参加します。
- ・ 泉区内法人内居宅介護支援事業所との連携を図り、情報の共有、定期的に合同研修を行い、専門職としての資質の向上に努めます。

(5) チームケアで業務を遂行します。

- ・ 担当者不在時や緊急時に於いて迅速に対応ができるように、定期的に週1回の会議を持ち、お客様について情報の共有を図っていきます。
- ・ お客様の状態・状況変化を所属長に適宜報告し適切な判断を仰ぐように、報告・連絡を密にします。
- ・ 業務の振り返りや見直し、ケースカンファレンスの機会を持ち、チーム内で確認体制を整えます。

(6) 資質の向上に努めます。

- ・ 年間研修計画を立て、各担当者の課題設定を行い、専門職としての知識や技術の資質向上に努めます。
- ・ 最新の情報がお客様に提供できる様に、福祉・医療などの研修や自主勉強会・事業所連絡会等へ積極的に参加致します。また研修により得た知識や情報について事業所内で勉強会を行なう様に努めます。
- ・ 特定事業所として、神奈川県介護支援専門員実務研修の現場実習受入を行います。
- ・ 地域のケアマネジメント機能の向上を目的とした他法人の介護支援専門員と研修する機会を作ります。

(7) 職員体制と事業所規模について

- ・主任ケアマネジャー1名、常勤ケアマネジャー1名、非常勤ケアマネジャー1名（週3日）の配置とし、特定事業所Aを取得します。

(8) 令和3年度稼働目標について

- ・常勤換算による給付件数を鑑みながら、各担当の目標を設定し、月間給付管理目標数70件、予防給付数45件、の受け入れを目指し、積極的に新規受け入れを行います。
- ・運営規定による減算や特定事業所集中減算を招かない、また入院時情報連携等、加算により収入増になるように毎月利用者数を集計し確認します。また、誤請求防止に努めます。  
介護支援専門員1人当たり、39件を上限とし給付管理を行います。
- ・認定調査の委託件数については、年間8件を目標に調査を致します。

## 9 給食

### (1) 運営方針

- ・適温適時の食事提供ができ、安全衛生に配慮した食事を提供します。
- ・食堂で、お客様全員が快適に食事時間を過ごせるように工夫します。
- ・季節感や色彩に富み、お客様のニーズに合った喜ばれる食事を提供します。
- ・毎月、特別食（健やかご膳とお楽しみ食）や行事食を提供します。  
 健やかご膳・・・健康増進や環境に配慮したテーマのある食事を提供します。  
 お楽しみ食・・・選択食やバイキングの実施など普段の食事と違う形式で提供します。  
 行事食・・・カレンダー行事に合わせた食事を提供します。

### ア 養護

栄養をしっかりと摂取できるよう、お客様の嗜好や喫食傾向を把握した食事内容にしていきます。食事の楽しみとして特別食や行事食を実施します。また、継続してカロリーと塩分量を記載した献立表を配布します。

### イ 特養

栄養ケア・マネジメントでは、お客様個別に栄養状態を保てるように多職種協働で食事の提供を行います。また、食事の楽しみとして特別食や行事食を実施します。その際は、楽しんでいただけるよう提供方法の工夫を行います。継続してカロリー、塩分量の記載した献立を掲示します。

### ウ 非常用備蓄食品の管理を徹底し、福祉避難所としての備えも維持します。

### エ 新型コロナウイルスなどの感染症対応（食堂利用閉鎖時や隔離対応時の食事対応）は、各部署・給食委託会社と連携して行います。

### (2) 年間計画

4月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 3～4週目：お楽しみ	10月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 4週目：バイキング
5月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 3～4週目：お楽しみ食	11月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 3～4週目：お楽しみ食
6月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 4週目：バイキング	12月	忘年会 クリスマスランチ クリスマスケーキ
7月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 3～4週目：お楽しみ食	1月	1～3日おせち料理、1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 4週目：お楽しみ食 嗜好調査実施
8月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 3～4週目：お楽しみ食	2月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 3～4週目：お楽しみ食
9月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 敬老祝い式典	3月	1週目：パン選択 2週目：健やか御膳 3～4週目：お楽しみ食

※各月にカレンダー行事食あり

※養護はお楽しみおやつ、選択おやつの提供あり

## 10 事故防止対策（ノーリフティングケアの推進）

「新橋ホーム事故発生時の対応、及び事故発生防止のための指針」「社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 老人ホーム ノーリフティングケア推進委員会指針」に基づきお客様と職員双方の安心や安全を確保するために、サービス提供にあたっての基本である適切なリスクマネジメント（危機管理）体制を構築し、施設サービスの質の向上を図る事を目的とします。

### （1）事故防止委員会

毎月開催し、『事故ゼロ』を目標に、発生したヒヤリハット・事故を集計・分析し、ホーム全体で共有することで全職員の事故防止の意識を高め、また事故発生時には適切に対応できるよう、検討や改善に向けた取り組みを行います。

☆ 事故防止活動：リスクマネジメント活動の導入

### （2）ノーリフティングケア推進委員会

正しい身体の使い方を習得し、福祉用具を有効に活用しながら、「抱え上げない」「持ち上げない」「引きずらない」ノーリフティングケアを実践します。腰痛予防のためのリスクマネジメント体制を整え、誰もが安心して安全に働ける職場づくりとともに、お客様も安全で安心してケアを受けられる職場をつくることを目的とします。

### （2）安全で安心な介護技術の習得

職員は各種研修・講習会に積極的に参加し、その参加職員がホームにて他職員を対象に勉強会を開くことでホーム全体のスキルアップを図ります。

### （3）事故防止の基本活動

#### ア 介護ルールの確認

「当然誰もが守っているだろう」といった基本的なルールを全職員に徹底していきます。

イ 適切な設備・用具の保守点検、建物・設備の構造の見直し、介護動作の見直しを行ないます。

#### ウ お客様個別の危険把握と対処

お客様一人ひとりの状態を把握し、適切な事故防止対策を立てます。

### （4）ヒヤリハット活動

事故防止の基本活動では捕捉できない危険を発見して対策を講じます。

### （5）事故発生時の対応

ア 事故対応マニュアルを作成し、どの職員でも同じように適切な対処・判断ができるようにします。

イ お客様の心身の状態や生活環境、習慣などが正確に把握できるようにご家族様との連絡を密にし、また利用中のお客様のご様子を報告することにより、ご家族様に事故の危険に対して理解が得られるよう努めます。

### （6）事故発生時の自治体への報告の取扱いについて：横浜市健康福祉局への報告

#### ・報告の範囲

・サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

・食中毒及び感染症、結核の発生

・職員（従業者）の法令違反・不祥事などの発生

・その他、報告が必要と認められる事故の発生

#### ・報告の手順

①事故後、速やかに所管課へ電話又はFAXで報告します。

②事故処理の経過についても、電話又はFAXで適宜報告します。

③事故処理の区切りがついたところで、定められた書式（介護保険事業者 事故報告書）を用いて、文書で報告します。

FAXで報告する場合、状況に応じて①②③の順に同じ書式を使って徐々に必要な箇所を記入していく形で報告することもあります。

・報告先

被保険者が横浜市以外の市町村に属している場合、当該市町村にも併せて報告します。また報告には個人情報が含まれるため、その取扱いには充分注意します。

・通所介護：事業指導室

・短期入所生活介護・介護老人福祉施設・養護：高齢施設課

## 11 苦情受付体制

法人の定める苦情解決規則に基づき体制を整備し、迅速で誠意ある対応に努めます。

受付けた苦情については遅滞なく横浜市へ報告します。

〔苦情受付体制〕

苦情の適切な解決を図るために、次のものを設置します。

① 総括責任者

② 苦情解決責任者

③ 苦情受付担当者

④ サービス向上委員会

⑤ 第三者委員

別紙4「社会福祉法人横浜市福祉サービス協会苦情解決規則」のとおり

## 12 防犯、防災、緊急時の対応

### (1) 防犯について

・建物管理、機械警備等の宿直者が夜間定時巡視により防犯体制をとるとともに、建物の外周についても新たにセンサーライトを増設し、防犯体制を充実していきます。

また、時間帯を問わず、職員による施設内外の定期巡回を行い、防犯体制を図っていきます。

### (2) 防災対策について

・法人及び新橋ホーム事業所として、「サービス提供継続計画（BCP）」に基づき毎月訓練を実施し、火災、地震災害等の対応に備えます。

また、このBCP及び消防計画に基づき、年に2回以上（うち1回は夜間想定）の消防訓練（通報・誘導・救出訓練、消火器、消火栓の使用訓練、自動火災報知機等の対応訓練）及び地震災害時の対応訓練等を実施します。

・地域（新橋下自治会）との「消防応援協定」にもとづき、災害発生時に地域の皆さまのご協力が得られるよう、地域との連携の強化を図っていきます。

・地震災害時に福祉避難場所としての役割を果たせるように、備蓄の管理、運用方法の徹底を図ります。

### (3) 緊急時の対応について

緊急時（お客様の事故、急変への対応、行方不明時の対応等々、情報セキュリティ事故、感染症の対応、災害時の対応、その他の事故等）の対応については、各緊急対応マニュアルを整備し、入職時及び必要に応じ研修を実施し職員への周知徹底を図っています。また、年1回、マニュアル改定を行い、連絡体制、職員への周知徹底等を図り、誰でも迅速かつ適切な対応ができるように努めています。

## 13 近隣の他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携

### (1) 福祉・保健関係

- ①「よこはまシニアボランティアポイント事業」受入れ機関として、地域のボランティア活動の受け入れを行ないます。また、ご希望によりお客様自身の当施設でのボランティア活動にも対応していきます。
- ②近隣の保育園、小学校、中学校等と協力し、高齢者と子どもたちとの交流促進に努めます。
- ③障害者雇用にかかわる実習を積極的に受け入れます。
- ④福祉教育推進に協力し、学生ボランティア活動や実習を受け入れます。
- ⑤各区福祉保健センターとの連携を密に図ることにより、「やむを得ない措置」や「優先的に入所が必要な状況にある方」等の入居も、円滑に運ぶよう努めます。
- ⑥介護相談員派遣事業に協力し、介護相談員との連携を図ることで、ホームの改善に努めます。
- ⑦横浜市社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア希望の方が楽しく活動できるようにコーディネートします。
- ⑧近隣CPへの協力を通じて福祉車両の活用等地域福祉に貢献できるよう努めます。

### (2) 医療機関

- ・協力病院、MSWをはじめ医療との連携を密にし、医療と福祉が一体となりお客様本位のサービスができるよう努めます。
- ・医療的観点からアドバイスをしていただき、医療と福祉の良好な関係構築に努めます。
- ・入退院時の情報共有を密に行う事やカンファレンスの開催により、医療・福祉とサービスの継続性が図れるように努めます。

## 14 地域団体（町内会・地区社協等）との連携

### (1) 地域福祉保健計画への参加

- ・泉区介護老人福祉施設長会を通じて、誰もが住みやすい街づくりを目指し、高齢者福祉に特化することなく、計画が策定されるよう発信していきます。
- ・地域住民の自発力が発揮され、地域の福祉力が向上するよう、専門職としてのコミュニティーワークに努めます。
- ・連合や自治会単位で行われるお祭りに参加し老若男女、障がいのある人もない人も交流ができるノーマライゼーションを具現化していきます。

### (2) 施設の社会化

- ・当ホームで開催される行事等へ、地域住民にボランティアとして参画していただき、またお客様としても来ていただくことで、地域福祉の中の社会福祉施設ということが浸透していくよう努めます。

### (3) 地域支援

- ・地区社協、ボランティア団体と連携し、ふれあいサロン、講座、イベント等を開催して「顔の見える関係」「地域のネットワーク」構築に努めます。

## 15 個人情報の保護体制

法人の個人情報保護規則及び情報セキュリティ規則をもとに、下記の体制で個人情報保護を行ないます。

### (1) 責任体制

- ①情報セキュリティ担当者
- ②情報セキュリティ責任者
- ③本部情報セキュリティ責任者
- ④情報セキュリティ総括責任者

### (2) 職員への啓発

書類については、鍵のかかるキャビネットへの保管、データベースについては、パスワード等の活用を厳守するよう、職員を教育します。

個人情報保護に関する研修を実施するとともに、個人情報責任者が随時、実施状況の確認を行い指導します。

## 16 情報公開の取り組み

### (1) 事業者情報公開

介護保険事業者として義務化された情報の公表を、遅滞なく実施します。

### (2) ご意見箱の活用

施設内にご意見箱を設置し、広くご意見・ご要望をお伺いします。

お寄せいただいたご意見・ご要望については、施設内掲示板等で回答とともに公表します。

## 17 衛生管理への取り組み

### (1) 感染症予防

「感染症対策マニュアル」に基づき、3か月1回感染症委員会を開催し、感染症予防を実施します。

採用時には、必ず感染症予防についての研修を実施するとともに、全職員を対象とした感染症予防研修を実施します。

また、感染症発生の危険が予測できる時、または発症者を確認した時には、その都度、臨時委員会を開催し、職員で対策を確認して感染拡大を予防します。

### (2) 衛生委員会

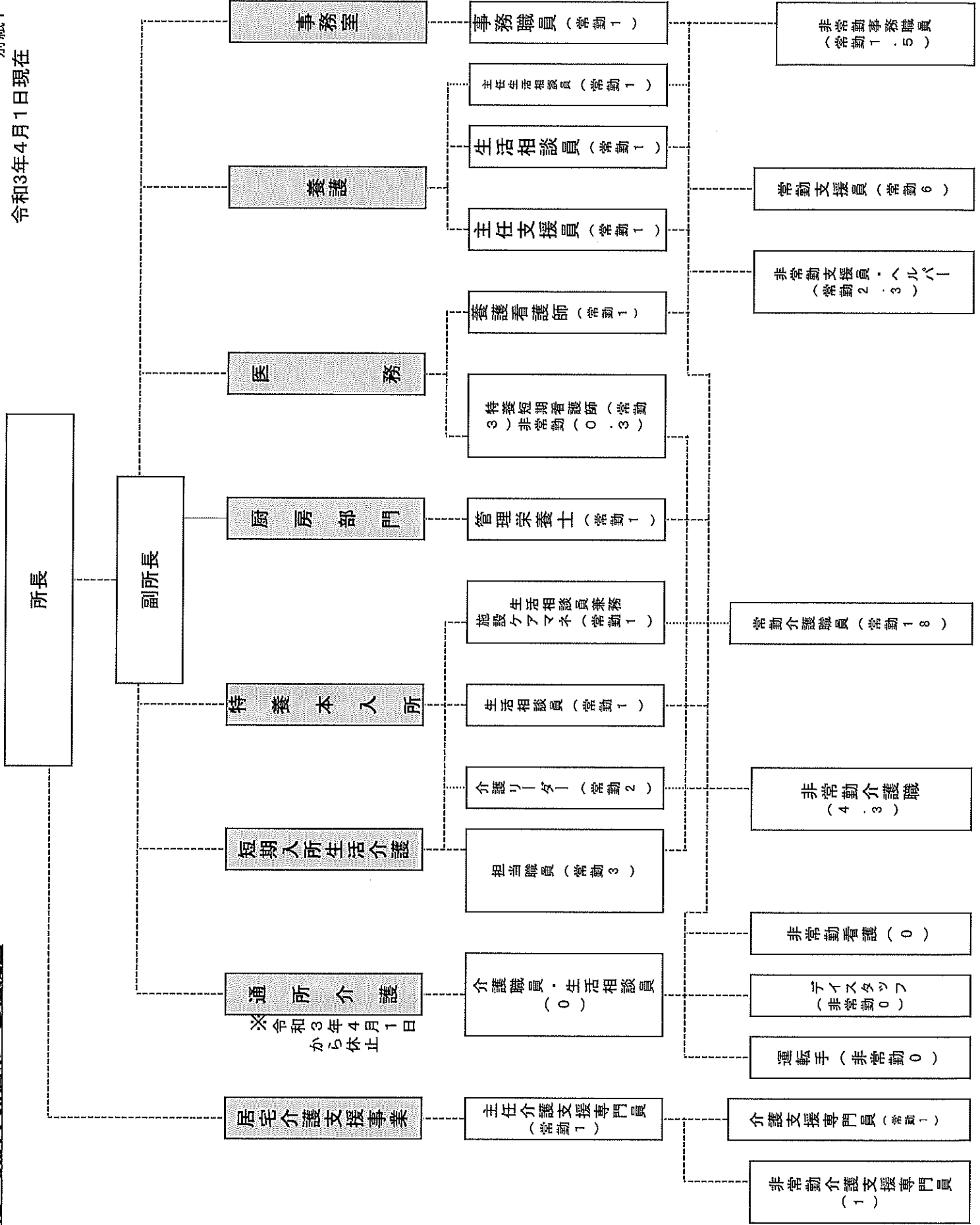
月1回衛生委員会を開催し、施設内の衛生管理に関する課題を検討、予防に努めます。

職員の労働環境にも目を配り、働きやすい環境づくりに努めます。

### (3) 施設内での感染対策として、職員全員を対象にインフルエンザの予防接種を実施します。

### (4) 感染予防のため、入館時のうがい・手洗いの徹底を行っていきます。

令和3年4月1日現在



## 令和2年度 横浜市新橋ホーム 職員会議等計画

横浜市新橋ホーム  
令和3年4月現在

会議名	頻度	開催日	参加職員
職員会議	2/年	4月頃・10月頃	所長・副所長・全職員
運営会議	12/年	第2水曜日	所長・副所長・栄養士・生活相談員・事務・居介
サービスイノベーション委員会	4/年	第2水曜日	所長・副所長・サービスイノベーション委員
事故防止委員会	12/年	第3木曜日	所長・副所長・事故防止委員・生活相談員
身体拘束廃止委員会	4/年	第2水曜日	所長・副所長・生活相談員・介護職員
感染予防委員会	4/年	第2火曜日	所長・副所長・生活相談員・看護職員・栄養士・各部署担当
褥瘡予防委員会	12/年	第1水曜日	所長・副所長・生活相談員・看護職員・介護職員・栄養士
医務会議	6/年	第2火曜日	所長・副所長・看護職員
安全対策委員会	12/年	第1水曜日	所長・副所長・生活相談員・看護職員・介護職員・栄養士
広報委員会	4/年	4半期第4木曜日	所長・副所長・生活相談員・各部署担当・事務
給食委員会	12/年	第1水曜日	所長・副所長・栄養士・委託業者・各部署担当
防災委員会	4/年	第3木曜日	所長・副所長・防災委員
衛生委員会	12/年	月1回	所長・副所長・衛生管理者・衛生委員・労働者代表・産業医
ノーマライジングケア推進委員会	12/年	第2水曜日	所長・副所長・生活相談員・看護職員・介護職員・栄養士・事務職員・介護支援専門員
養護老人ホーム会議	12/年	第2金曜日	所長・栄養士・養護老人ホーム職員
介護老人福祉施設会議	12/年	第3金曜日	所長・栄養士・介護老人福祉施設職員(特養・短期入所)
(養) ケースカンファレンス	12/年	第4金曜日	所長・栄養士・養護老人ホーム職員
(介) ケースカンファレンス	不定期	勤務表による	所長・副所長・栄養士・生活相談員・介護職員・看護職員
入所判定会議	12/年	第4の25日以降	所長・副所長・生活相談員・看護職員・介護職員・栄養士
通所全体会議	12/年	第4週目	所長・副所長・通所相談員・ディスプレイ・デイナー
在宅部会議	12/年	第1水曜日	所長・副所長・居介職員・短期入所担当職員・通所相談員

令和2年度の広報委員会 & 「まほろば」発行予定について

令和3年4月1日作成

(1) 提出原稿について(以下に統一)

- 1 原稿はデータ渡し。本文は、エクセルデータで作成。
- 2 写真は、デジタルカメラで撮影。(データ一渡し) \* 大きさは640×480ピクセル程度でファイルサイズはあまり大きくしないで下さい。
- 3 個人情報情報の保護に伴い、写真や実名を掲載の場合は、必ず本人またはご家族等の同意を取ってください。
- 4 上記原稿を収集後、レイアウトは別途行います。(タイトルの文字の大きさ、写真やイラスト、その他装飾など)

(2) レイアウト・デザイン・入力等の当番(以下の順で輪番とする)

(3) 広報委員会(場所: 会議室)の開催日及び今後の予定について

号	当番	発行月	広報委員会の開催日 (年4回、第4木曜)	編集後記	原稿締め切り	レイアウト・デザイン	校正・決裁	印刷	配布開始
51号	養護	5月	4月20日 16:00	養護	5月15日 17:00	4月23日～5月12日	5月15日	5月18日	5月18日～
52号	特養	7月	6月15日 16:00	特養	7月1日 17:00	6月15日～6月30日	6月30日	7月1日	7月1日～
53号	特養	10月	9月20日 16:00	特養	10月15日 17:00	9月20日～10月12日	10月15日	10月18日	10月18日～
54号	養護	1月	12月20日 16:00 R3	養護	1月15日 17:00	12月20日～1月12日	1月15日	1月18日	1月18日～

更新:令和3年度4月1日

## 令和3年度の研修計画

	研修項目	実施月	特養会議 で実施	養護会議 で実施	デイサービ ス(休止中)	居宅介護支 援	研修講師
1	感染症及び食中毒予防及びまん延防 止(1回目)	4	4月	4/9	/		感染症対策委員・ 管理栄養士
2	個人情報保護・プライバシー保護・ 情報セキュリティ研修	4	職員会議 4月	職員会議 4月	/	職員会議 4月	所長 (職員全体会議)
3	従業者に対する医療に関する教育・研修	5	5月	5/14	/		看護職員
4	事故の発生又はその再発防止に関する 研修(1回目)	6	6月	6/11	/		介護リーダー
5	従業者を対象とした倫理及び法令遵守 (コンプライアンス)	7	7月	7/9	/		所長
6	事故の発生等緊急時の対応	7	7月	7/9	/		介護リーダー
7	介護予防に関する研修	8	/	/	/		デイ生活相談員
8	身体拘束等の排除のための取り組み・ 高齢者虐待防止の研修(1回目)	8	8月	8/13	/		身体拘束委員
9	接遇研修	8	8月	8/13	/		介護リーダー
10	介護保険制度に関する研修	9	9月	9/10	/		介護支援専門員
11	非常災害時の対応に関する研修	9	9月	9/10	/		未定
12	ターミナルケアに関する研修	10	10月	10/8	/		看護職員
13	精神的ケアに関する研修	10	10月	10/8	/		看護職員
14	人権研修	11	職員会議 11月	職員会議 11月	/	職員会議 11月	所長
15	感染症及び食中毒予防及びまん延防 止(2回目)	11	11月	11/12	/		感染症対策委員・ 管理栄養士
16	褥瘡防止研修	12	12月	12/10	/		看護職員
17	事故の発生又はその再発防止に関する 研修(2回目)	12	12月	12/10	/		介護リーダー
18	身体拘束等の排除のための取り組み・ 高齢者虐待防止の研修(2回目)	1	1月	1/7	/		身体拘束委員
	ノーリフティングケア研修 (腰痛予防・介護技術)	採用時/ 年2回	採用時/ 年2回	採用時/ 年2回	/		ノーリフティングケア 推進委員
19	新任(常勤・非常勤)の介護施設サー ビス(デイは、通所介護サービス。居宅 は、居宅介護支援に関するもの)	採用時	採用時 採用後	採用時 採用後	/	採用時 採用後	※採用時研修計画 (別紙参照:所長・副 所長・事務・リーダー)
20	現任(常勤・非常勤)の介護施設サー ビス(デイは、通所介護サービス。居宅 は、居宅介護支援に関するもの)	随時	随時	随時	/	必修	①外部研修 ②リーダー職、生活 相談員が企画
21	BCP研修	毎月	第3水曜日	第3水曜日	/	第3水曜日	防災委員
22	口腔内のたんと吸引等安全管理研修)	毎月			/		看護職員
23	感染症対応訓練	毎月	毎月	毎月	/		看護職員
本部 主催	認知症ケアに関する研修				未定		
	苦情受付担当者研修 (各部門の苦情受付担当者必修)				未定		
	接遇研修				未定		
	人権研修				未定		
	法令順守・コンプライアンスの研修				未定		

※食中毒予防及びまん延防止は、事例を提出のこと。

## 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会苦情解決規則

制 定 平成 13 年 9 月 1 日規則第 34 号

最近改正 平成 25 年 12 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法第 82 条の趣旨に基づき、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会（以下「協会」という。）が実施する事業について、利用者等からの苦情に対して、解決に向けて適切な対応を図り、利用者の権利を擁護するとともに、協会の実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高めることを目的とする。

### (苦情の定義)

第 2 条 この規則において、苦情とは、協会が実施する事業の利用に係る異議、不服、不満等で、その起因となった事実があった日からおおむね 1 年以内に申出があったものをいう。

### (苦情の申出者)

第 3 条 苦情の申出ができる者は、協会が実施する事業の利用者及びその意思を代弁する者（以下「申出者」という。）とする。

### (総括責任者)

第 4 条 協会における苦情解決を総括的に管理するため、総括責任者を置く。総括責任者は、理事長とする。

### (苦情解決責任者)

第 5 条 速やかな苦情解決を図るため、本部、各事業所及びサービス向上課相談室（以下「相談室」という。）に苦情解決責任者（以下「解決責任者」という。）を置く。解決責任者には、本部は課長を、各事業所は所長を、相談室は室長をもって充てることとし、総括責任者が任命する。また、新鶴見ホームは、解決責任者の補佐として苦情解決フロア責任者を置くことができる。

### (苦情受付担当者)

第 6 条 苦情の受付、内容等の確認、初期対応及び記録等を行うため、本部、各事業所及び相談室に苦情受付担当者（以下「受付担当者」という。）を置く。受付担当者は職員の中から必要数を解決責任者が任命する。

### (サービス向上委員会)

第 7 条 協会における苦情の適切な解決を図るため、サービス向上委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の組織及び運営については、理事長が定める。

### (第三者委員)

第 8 条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、公正及び中立な立場からあつせん、調整等を行うため、第三者委員を設置する。

2 第三者委員は、苦情解決を円滑及び円満に図ることができるとともに、地域等からの信頼を有する者から複数名を理事長が選任し、委嘱する。

3 第三者委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第三者委員は、必要に応じて協議を行うことができる。

5 第三者委員は、苦情の起因となった事業内容や制度等について、改善が必要と認められる場合は、理事長に対して提言することができるものとする。

6 第三者委員は、苦情解決に当たって職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

7 理事長は、第三者委員が次のいずれかに該当するときは、第三者委員を解任することができるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反、その他第三者委員としてふさわしくない非行があると認められるとき。

(提言の尊重)

第9条 理事長は、第三者委員から前条の提言を受けた場合は、その提言を尊重するものとする。

(制度の周知)

第10条 苦情解決責任者は、本部及び各事業所に受付担当者及び解決責任者名を掲示し、制度の周知を図らなければならない。

(苦情の受付)

第11条 苦情の申出は、苦情申出書(様式第2号)により、受付担当者が受け付ける。ただし、申出者の希望により口頭による申出の場合は、苦情・ご意見・ご要望相談受付記録(様式第1号)により受け付ける。

(苦情受付の確認及び報告)

第12条 受付担当者は、受け付けた苦情の内容を確認するとともに、解決責任者に報告する。解決責任者は、報告を受けた内容を取りまとめの上、委員会及び総括責任者に報告する。

(解決に向けての話合い)

第13条 解決責任者は、申出者と誠意をもって話合いを行い、苦情の解決に努めるものとする。なお、解決責任者は、解決に当たって必要な場合には、委員会と調整するものとする。

(第三者委員のあっせん、調整等)

第14条 申出者が希望する場合又は前号による解決が困難な場合、解決責任者又は委員会の委員長は、第三者委員のあっせん、調整等を受けることができるものとする。

(記録、報告及び通知)

第15条 解決責任者は、苦情受付から解決及び調整までの経過と結果について、苦情・ご意見・ご要望相談受付記録(様式第1号)に記録し、総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、第三者委員のあっせん、調整等を受ける事案については、第三者委員に対して苦情受付報告書(様式第3号)により報告し、申出者に対して苦情受付通知書(様式第4号)により通知する。ただし、申出者が第三者委員に対する通知を希望しない場合は通知を行わない。

(改善結果の通知)

第16条 総括責任者は、第三者委員のあっせん、調整等を受けた事項については、その結果について、申出者及び第三者委員に改善結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(苦情解決及び調整状況の公表)

第17条 総括責任者は、苦情解決及び調整の状況並びに実績について、個人情報に関する事項を除き、第三者委員に報告するとともに、年1回以上公表するものとする。

(期限)

第18条 苦情申出に対する対応等の期限は次の表のとおりとする。なお、やむを得ない理由により、定められた期限内に行うことが困難な場合は、申出者に対しその旨を通知するものとする。

項 目	期 限
受付担当者から解決責任者、サービス向上委員会及び総括責任者への報告（様式第1号及び第2号）	受付後速やかに
第三者委員のあつせん、調整等を受ける事案につき、総括責任者から第三者委員への報告（様式第3号）	受付後速やかに
第三者委員のあつせん、調整等を受ける事案につき、総括責任者から申出者へ、受け付けた旨の通知（様式第4号）	受付後おおむね14日以内
解決及び調整を図るよう努める期限	原則14日以内最長3か月以内
第三者委員のあつせん、調整等を受けた事案につき、話し合いによる解決及び調整の結果の通知（様式第5号）	解決後速やかに

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

# 日課表

利用者名 様

利用者名	共通サービス	担当者	個別サービス	担当者	主な日常生活の活動	共通サービス別の例	
深夜	04:00					食事介助 朝食 昼食 夕食 入浴介助 ( 曜日 ) 清拭介助 洗面介助 口腔清潔介助 整容介助 更衣介助 排泄介助 水分補給介助 体位交換	
早朝	06:00						
午前	08:00						
	10:00						
午後	12:00						
	14:00						
	16:00						
	18:00						
夜間	20:00						
	22:00						
深夜	00:00						
	02:00						
	随時実施するサービス						
	その他のサービス						

(注)「通関サービス計画表」との選定による使用可。

# 週間サービス計画表

様

利用者名

利用者名	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	04:00							
早朝	06:00							起床活動
	08:00							朝食
午前	10:00							口腔ケア
	12:00							水分補給 レクリエーション 昼食
午後	14:00							口腔ケア おやつ
	16:00							回診(内) 入浴
夜間	18:00							夕食
	20:00							起床活動 口腔ケア
深夜	22:00							
	00:00							
	02:00							

週単位以外のサービスの

令和3年度 横浜市新橋ホーム 月間予定表

		月	火	水	木	金	土	日
第一週	AM		ボラ・もも					
	PM	藤田Dr内科回診 八百屋	藤田Dr精神回診	給食会議 安全 褥そう	ボラ・もも	ヘルパー会議(偶数)		
第二週	AM		医務会議(2か月1回)			養護会議 有料散髪 理容・歌川		
	PM	藤田Dr内科回診 八百屋	外池Dr歯科回診	運営会議 サービス向上 身体拘束 感染(3か月1回)				
第三週	AM		ボラ・もも	美容・あやこ	血圧体重測定 衛生委員会 泉区介護相談員			
	PM	藤田Dr内科回診 八百屋	藤田Dr精神回診	パン・喫茶 紙芝居 ボラ・バンド	防災 事故防止 ボラ・もも	ハーモニカ		
第四週	AM					養護事例検討会		
	PM	藤田Dr内科回診 八百屋 ボラ・ピアノ	外池Dr歯科回診	ボラ・フラダンス	ボラ・ノッコちゃん		特養家族会ボラ	

※ボランティアの受け入れについては、新型コロナウイルス及び感染症対策を実施しながら、実施の有無、方法や内容の検討をします。

※外出や人の集まる行事、ボランティアの受け入れについては、新型コロナウイルス及び感染症対策を実施しながら、実施の有無、方法や内容の検討をします。

月	共 通	養 護	特養・短期	遺 所	居宅介護	職員／内部研修関連	設備保全・修繕計画
4月	まほろば51号発行・配布 人事異動 職員面接  職員全体会議 年度事業方針	春のピクニック  入居者健康診断  誕生会	花見行事 個別外出 ※年間通して、お客 様の希望に合わせて 随時実施 誕生会 家族会	令和3年4月～休止	泉区フォンテ出席  実習生受け入れ	新採用者研修 BCP研修(消防夜間) 喀痰吸引研修 感染・食中毒1回目研修 個人情報保護・セキュリティー研修 プライバシー保護研修	電気点検 定期清掃ハードフロア
5月	昼間想定避難訓練  【市提出】事業報告書作成	外出レク  誕生会	入居者健康診断  誕生会 家族会		泉区フォンテ出席	喀痰吸引研修 従業者に対する医療研修	冷暖房切り替え グリストラップ清掃 定期清掃共用部
6月	事業報告書提出	外出レク  誕生会	お客様懇親会  誕生会 家族会		泉区フォンテ出席	BCP研修(土砂災害初動) 事故発生再発防止研修1回目 喀痰吸引研修	定期清掃カーペット レジオネラ検査 大浴スロープエース点検 防虫駆除 厨房レンジ、フィルター清掃
7月	まほろば52号発行・配布 かながわ老人福祉大会 納涼祭 びぐれっと祭り	誕生会	ホテル観賞  誕生会 家族会		泉区フォンテ出席	事故発生等緊急時の対応 BCP研修(消防夜間) 喀痰吸引研修 コンプライアンス研修	消防設備総合点検 貯湯槽点検清掃 グリストラップ清掃 定期清掃ハードフロア
8月	地域夏祭り	買物レク 盆供養 誕生会	夕涼み会(花火)  誕生会 家族会			BCP研修(消防昼間) 接遇研修 身体拘束・虐待防止研修1回目 喀痰吸引研修 介護予防研修	造園除草剪定作業 加圧ポンプ点検 定期清掃共用部 受水槽点検清掃 飲料水水質検査
9月	敬老祝い式典  特養家族交流会 職員中間面接	彼岸供養 誕生会	誕生会 家族会		泉区フォンテ出席 介護保険研修講師	BCP研修(地震災害初動) 非常災害時の対応研修 喀痰吸引研修 介護保険研修	浴槽濾過装置点検 定期清掃カーペット 厨房レンジ、フィルター清掃 グリストラップ清掃 塩素薬注装置点検
10月	まほろば53号発行・配布  地域合同夜間想定 消防避難訓練(夜間)	入居者健康診断 養護運動会 外出レク 誕生会	誕生会 家族会		泉区フォンテ出席	精神的ケアに関する研修 ターミナル研修 喀痰吸引研修	洗濯機器点検 電気工作物年次点検 (関東電気保安協会) 冷暖房切り替え 定期清掃ハードフロア エレベーター法定点検
11月	職員全体会議  中川ふれあい祭り 新橋あつて祭り(作品展示)	外出レク 養護ゲーム大会 誕生会	誕生会 家族会		泉区フォンテ出席	人権研修 感染・食中毒研修2回目 喀痰吸引研修 BCP研修(土砂災害初動)	保健所一斉点検 レジオネラ検査 建築基準法第12条点検 定期清掃共用部
12月	入居者忘年会 餅つき 餅つき 仮決算 予算ヒヤリング	誕生会	誕生会 家族会		泉区フォンテ出席  お客様アンケート実施	喀痰吸引研修 褥瘡防止研修 BCP研修(消防昼間) 事故発生再発防止研修2回目	造園除草剪定作業 防虫駆除 簡易専用水道検査 厨房レンジ、フィルター清掃 雑排水層清掃 大浴スロープエース点検 定期清掃カーペット
令和 3年 1月	元旦ごあいさつ まほろば54号発行・配布 獅子舞  ボランティア懇談会	初詣  誕生会	初詣  誕生会 家族会			喀痰吸引研修 BCP研修(地震災害初動) 法人 管理職研修 身体拘束・虐待防止研修2回目	消防設備機器点検 定期清掃ハードフロア グリストラップ清掃
2月	節分 各事業サービス提供に 関するお客様アンケート送付  職員面接 事業計画書作成 家族交流会 (養護・特養・通所)	調理レク 誕生会	誕生会 家族会		泉区フォンテ出席	喀痰吸引研修 BCP研修(消防夜間)	定期清掃共用部 飲料水水質検査 厨房レンジ、フィルター清掃
3月	アンケート集計 泉区福祉作品展示	彼岸供養 外出レク(買物) 誕生会 泉区福祉作品展示	誕生会 家族会 泉区福祉作品展示		泉区フォンテ出席	喀痰吸引研修 BCP研修(消防夜間)	定期清掃カーペット グリストラップ清掃 浴槽濾過装置点検清掃 外周路造園除草剪定作業

## 目的

介護予防の一環として「筋力維持」「認知症予防」を重点目標とし、又はお客様の「～がしたい」という主体性を大切にし「生きがい（居場所）作り」を活動目的としたクラブ活動を運営していきます。

各クラブの内容を深めていき、より多くのお客様にクラブに参加していただく機会を作り、ホームで生活されている満足感を持って頂く事に努めます。

### ① 園芸クラブ

植物とふれあい楽しむ事を目的とし、クラブだけでなく他のお客様へも会報等で活動を共有していただく。

植物の成長を通して得られる「喜びの共有」、自分の役割を確認できる場「居場所」の提供などを目的としていく。

### ② 手芸クラブ

お客様の経験や特技を活かし、お客様同士で一つの作品を作り上げることの喜びを共有していく。また手指を動かすことでの認知症予防の一環としていく。作品を地域行事に出展する等を行い、更に活動の励みとなるようにしていく。

### ③ マッスルクラブ（体力測定・ウォーキング・体操・マシン運動）

体力測定にてお客様のADLを把握し、運動機能毎にグループをつくり実施する。「下肢筋力の維持・向上」「認知症予防」を目標にし、お客様が楽しみながら運動が出来、安全な外出機会の提供も行っていく。

### ④ 映画クラブ

月2回を目標に開催、上映していく。

映画をレンタルし、お客様のご要望を取り入れつつ楽しんでいただく。

### ⑤ コーラスクラブ

歌が好きなお客様同士が集まり、歌を歌っていく。納涼祭や忘年会などの行事で練習した歌を披露していき、行事等に積極的にかかわって頂く。

### ⑥ 書道クラブ

隔月に実施（奇数月）

字を書くことで、手・指を動かし認知症予防の一環としていく。

作品を地域行事に出展する等し、活動の励みとなるようにしていく。

### ⑦ 脳トレクラブ

塗り絵やパズル等をまとめ、一月毎に冊子を制作・配布しお客様のペースで実施していただく。脳の活動を活発にし、認知症予防の一環とし活動していく。









